



## 自薦ヘルパーについて

自薦ヘルパーについての質問をメールでいただきました。そのご返事の説明部分をご紹介します。(内容は修正しています)

- ・自薦ヘルパーについての質問に答えて

制度としては「障害福祉サービス」の中にある「重度訪問介護」というサービスが該当します。

市役所の障害福祉課に申請して、重度訪問介護の受給を依頼します。

訪問調査を受けて月〇〇時間の時間数を決定してもらいます。その上で、重度訪問介護の事業所を探して、ヘルパー派遣を依頼します。

- ・市役所に申請するにあたり、介護保険をほぼ使い切っていることが前提になります。

- ・申請に先立ち、ケアマネジャーと相談します。市役所の窓口で、介護保険の利用状況を聞かれますから、ケアマネジャーが作成する利用票や、現在の状況がわかる書類を持参する必要があります。

- ・難病担当の保健師さんが訪問されていましたら、保健師さんにも「重度訪問介護の申請をしたい」とご相談ください。

保健師さんから障害福祉課に「Aさんは介護で困ってる」と伝えていただとくと、理解してもらいやすいです。

- ・ご自分で、障害福祉課に相談する内容を手紙に書いて持参できればいいですね。

「家族が疲れ切ってます。介護保険だけでは足りないので、1日のうち何時間は重度訪問介護のヘルパーさんに来てもらいたい。何時間×31日分、1か月に〇〇時間の重度訪問介護の時間数をいただけたら、家族も少しは休息できるし、私の安全も少しは確保されます」と思いをしっかりと伝えてください。

- ・ご本人が考える「計画」を作ります。1日のうち介護保険は最大でも2～3時間のヘルパー派遣ですから、それ以外の時間で重度訪問介護ヘルパーさんに来てもらいたいスケジュール計画を作ります。あくまで希望です。

(たとえば) 障害福祉の夜間介護 週に 7 日、22 時～朝 7 時まで×31 日分  
(たとえば) 13 時～17 時×毎日 排泄、吸引、経管栄養の世話、手足の清拭、体位交換

人工呼吸器を使っておられるのでしたら、1か月につき 500 時間をめどに計画を立て、申請してみましょう。(実際に受給している人工呼吸器の ALS 患者さんがいます)

その時間が受けられるかどうかは、わかりません。人任せにせずに、ご自分で、要望を説明する手紙を書いて送ってください。

患者さん本人が車いすで障害福祉課に相談に行きたいと保健師さんに伝えて、それが障害福祉課に伝わったせいなのか、希望する時間数が得られた例があります。大事業に取り組む覚悟が必要です。

「日中の 4～6 時間程度は車椅子で過ごしたいと思います、車椅子への移乗、吸痰、排泄介助、意思伝達の支援、見守り等を自薦ヘルパーさんにしてもらいたい」——こういうニーズは、受給者証が交付されてから、重度訪問介護の事業所に相談するときに伝えるといいですね。

重度訪問介護の事業所は少ないし、ALS 患者さんのケアを経験している事業所も少ないです。いま介護保険で訪問してもらってる事業所が重度訪問介護をしているかもしれない、聞いてみましょう。もちろんケアマネジャー、保健師にも重度訪問介護の事業所を聞いてみます。重度訪問介護の事業所が少なくて、訪問してくれるヘルパーも少ないので、患者さんご自身が事業所を立ち上げたりされる方もあります。

ご自分で事業所を立ち上げるのは大変ですから、重度訪問介護の事業所を探して、事業所と交渉をしてヘルパーを派遣してもらうのが一般的です。

増田・近畿ブロック会長も自薦ヘルパーと介護保険を両方利用しています。イベント等に参加の時には、奥様と自薦ヘルパー 2 人が同行しました。自薦ヘルパー 2 人は、増田さんが京都の看護系大学で講演して、求人ビラを貼らせてもらっているので、それを見てアルバイトしたいと応募してきた学生さんでした。

増田さんの自薦介護者は「広域協会の関西事務所」に登録、派遣しても

らっています。ある日、新人のヘルパーに奥様が教えていると、ちょうど関西事務所から訪問があり「家族は教えてはダメ、本人自身が教えてください」と注意されたそうです。家族に負担がないように、ご本人が自立するという制度だから、ですね。

「日本 ALS 協会近畿ブロック 2016」のホームページを検索されたら、表紙下に「自薦登録ヘルパー」「自薦ヘルパーと共に 自立への一歩」というアイコンがあります。増田さんが自薦制度の説明をしていますので、ご一読ください。

#### 「自薦ヘルパーのシステム」増田さんの説明

全国ホームヘルパー広域自薦登録協会に連絡。（ホームページがあります）

- ・同居人や家族はヘルパーになれない
- ・頼める友人、知人がいれば登録できる
- ・いなければ自分でヘルパー募集をして面接する。求人広告の出し方を広域協会が教えてくれます。
- ・重度訪問介護ヘルパーの資格がないときは養成講座研修（3 日間）を受講させてから稼働
- ・ヘルパーへの給与支払いは広域協会の事業所がする（利用者の負担はない）
- ・利用者はヘルパーの教育をする。
- ・自分専属のヘルパーがいたら、行きたいときに行きたいところに行ける
- ・自分に合わせたケアを覚えてくれる
- ・家族の負担も減る

利用したい場合は→自薦ヘルパーの募集を始める。

最初はなかなかヘルパーが見つからず、また採用しても続かなかつたりしたが、1人2人と少しずつ増えてきました。

私は自薦ヘルパーのことを「パーソナルアシスタント」と呼んでいます。

私の日常だけでなく、活動全般にもかかわってもらうからです。

募集は一　・身近な人に声かけして紹介してもらう

- ・求人広告に掲載する

- ・チラシをパソコンで作って貼らせてもらう

これは実際に私がパソコンで作った募集チラシです（図省略）。

応募してきた人の面接は私と妻がします。採用し、育てていくのも私たちです。

人材を生かすも殺すも自分にかかっているので責任重大です。教育する側になって初めてわかることが多く、これまでの自分を反省しきりです。

(増田さん、以上)

---

広域協会関西事務所に連絡して説明に来てもらった患者さんもいますが、患者さん本人が自立せず家族任せの場合は審査があり、協力を断られています。

患者さんご本人が、家族や介護者すべてに目配りできなければ利用できない制度です。

広域協会のホームページをお読みいただければ、どういうシステムなのかおわかりいただけると思います。

